



平成 28 年 9 月 23 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ネ ク ス グ ル ー プ
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 秋 山 司 ( J A S D A Q ・ コ ー ド 6 6 3 4 )
問 合 せ 先	
役 職 ・ 氏 名	代 表 取 締 役 副 社 長 石 原 直 樹
電 話	0 3 - 5 7 6 6 - 9 8 7 0

子会社株式の特設注意市場銘柄の指定解除  
および監理銘柄（審査中）の指定解除に関するお知らせ

本日、当社子会社である株式会社 SJI は、株式会社東京証券取引所より、平成 28 年 9 月 24 日付で同社株式の特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）の指定を解除する旨の通知を受領いたしましたので、添付参考資料のとおりお知らせいたします。

以 上



平成 28 年 9 月 23 日

各 位

東京都目黒区大橋一丁目 5 番 1 号  
株 式 会 社 S J I  
代表取締役社長 牛 雨  
( J A S D A Q : 2 3 1 5 )  
問合せ先：取締役 矢沼 克則  
TEL 03-5657-3000 (代表)

当社株式の特設注意市場銘柄の指定解除および監理銘柄（審査中）の指定解除に関するお知らせ

本日、当社は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）より、平成 28 年 9 月 24 日付で当社株式の特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）の指定を解除する旨の通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

当社は、平成 27 年 1 月 30 日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示するとともに、同年 2 月 6 日に過去の決算短信等の訂正を開示しました。上記第三者委員会による調査の結果、当社において、元代表取締役社長が商取引を偽装し、多額の当社資金を不正に社外流出させ自己の借入金  
の返済に充当していたこと等が判明しました。そして、その主たる要因は、元代表取締役社長のコンプライアンス意識が著しく欠如するなか、同氏が不正取引を実施する際に資料を偽造するなどして内部統制システムを無効化させていたこと、また、係る取引に対して当社の取締役会の監視・牽制機能が有効に働いていなかったこと等によるものであり、当社の内部管理体制は十分な実効性を有していなかったと認められました。

以上により、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、平成 27 年 2 月 25 日に当社株式は特設注意市場銘柄に指定されました。

当該指定から 1 年を経過した平成 28 年 2 月 25 日に、当社は内部管理体制確認書を東京証券取引所に提出しましたところ、東京証券取引所より、内部管理体制等の改善に向けた取り組みを行っていることが認められたものの、当社が掲げた改善策のうち、取締役会の諮問機関である経営監視委員会での事前審議がなされていないなど、親会社グループとの取引に係る社内規程の整備・遵守状況に不備が認められたこと、当該不備に対する監査役監査や内部監査が有効に機能していないと認められたこと、適時開示体制に不備が認められたこと、並びに、親会社から経営の独立性を高めることを目的とした取締役および監査役の構成変更につき、その有効性を、なお確認する必要があると認められたことから、平成 28 年 4 月 28 日付で特設注意市場銘柄指定を継続する旨の通知を受領いたしました。

平成 28 年 8 月 25 日付で当該指定から 1 年 6 ヶ月が経過することになるため、当社から再提出した内部管理体制確認書の内容等を東京証券取引所が確認し、当社の内部管理体制等について改善がなされなかったと認めた場合には、当社株式の上場廃止が決定されることから、東京証券取引所より、当社株式について上場廃止となるおそれがあると認め監理銘柄（審査中）に指定されました。

当社は、当該指定から 1 年 6 ヶ月が経過した平成 28 年 8 月 25 日に内部管理体制確認書を東京証券取引所に再提出し審査を受けておりましたが、本日、東京証券取引所より審査の結果、親会社グループとの

取引を一元管理するとともに、再整備された社内規程等の役職員への周知が図られているなど、当該取引に係る社内規程の整備・遵守状況に改善が認められること、当該取引の一元管理は内部監査室を中心に行われており、さらにその情報が監査役会と共有されることにより監査の有効性が高まっていること、適時開示部門の体制強化が適切に行われていること、並びに、各取締役および監査役が相互に牽制機能を発揮している状況が認められました。また、その他に、特設注意市場銘柄指定となった原因の改善状況を含め、内部管理体制等に問題があると認められないため、当社株式の特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）の指定を平成28年9月24日付で解除する旨の通知を受領いたしました。

当社株式の特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）の指定により、株主、投資家および取引先の皆様、並びに、市場関係者の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりましたが、今後も引き続き内部管理体制の整備・強化を継続するとともに、業績の向上および信頼の回復に努め、株主、投資家および取引先の皆様、並びに、市場関係者の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様のご期待に添えますよう経営の強化を図る所存でございます。

なお、平成28年5月24日に内部管理体制の改善策等に関するお知らせにて開示しました、当社の今後の改善策についても、引続き取組んでまいります。今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上